

大分県報

平成三十年
第三〇二六号
十月十二日

(金曜日)

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立認証申請……………一
特定非営利活動法人の定款変更認証申請(三件)……………二
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出……………三
指定予定保安林……………四

公告

- 所在不明者に対する保安林指定通知の掲示……………四
平成三十年度砂利採取業務主任者試験の実施……………四

○告示

大分県告示第六百十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

平成三十年十月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 申請のあった年月日
平成三十年九月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 歌う おおいた
- 三 代表者の氏名
松田 美緒
- 四 主たる事務所の所在地
大分市

五 定款に記載された目的

この法人は、大分県内各地の忘れられつつある歌や歌い手を発掘し継承していく為に、様々な地域に足を運び、地域の人々と連携し、民謡や盆口説などの名人を一人でも多く探し、直接教えを請い、途絶えつつある芸能を身体で継承する。もって人びとの心身の健全な発達と豊かな人間性、生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

大分県告示第六百十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年十月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日

平成三十年九月二十八日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 おおいた環境保全フォーラム

三 代表者の氏名

内田 桂

四 主たる事務所の所在地

大分市西新地二丁目六番五十号ライオンズマンション大洲三百四

五 定款に記載された目的

この法人は、国民や一般企業等に対して、自然と共生した持続可能な住み良い郷土を次の世代に伝承するため様々な環境保全に関する情報提供や広報活動及び保全、保護活動を行い、もって広く公益に寄与することを主たる目的とする。

六 定款変更の内容

- 役員に関する事項の変更
- 会議に関する事項の変更
- 資産及び会計に関する事項の変更
- 定款の変更に関する事項の変更
- 公告の方法の変更

大分県告示第六百十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとお

り特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年十月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日

平成三十年九月二十八日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 A m a R i

三 代表者の氏名

衛 藤 めぐみ

四 主たる事務所の所在地

宇佐市院内町大坪二百九十三番地

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者と子供たちが交流できて食について学ぶことのできる「食育サロン」の運営をはじめ、食育についてのサポート活動や啓発活動、及び、食品開発等の幅広い食育コーディネートを実施し、食育活動を通じて、全ての人々が健康で安心して生活できる地域福祉の推進、並びに、地域の活性化と雇用の創出に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

事業の変更

役員に関する事項の変更

会議に関する事項の変更

資産及び会計に関する事項の変更

定款の変更に関する事項の変更

公告の方法の変更

大分県告示第六百十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年十月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日

平成三十年九月二十八日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 豊後のひつぎ

三 代表者の氏名

甲 斐 隆 昭

四 主たる事務所の所在地

豊後大野市大野町大原千百九十六

五 定款に記載された目的

この法人は、森林の荒廃、林業の衰退に対して、大分県の国有林及び私有林の森林資源の有効利用と森林美観保全を図ることを実現するために、大分県の人工林を活用し、主にひつぎの製造、販売を行い、将来の林業産業の収益の安定化を支援することで、地域林業・地域経済・地域雇用の活性化を達成し、全国の中山間地域振興の見本とすることを目的とする。

六 定款変更の内容

名称の変更

大分県告示第六百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成三十年十月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ中津北

中津市大字大新田字六番通二百七十六番一 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

大和リース株式会社

代表取締役 森 田 俊 作

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社トキハインダストリー

代表取締役 吉 弘 晃

大分市明野東一丁目一番一号

株式会社ユニクロ

代表取締役 柳 井 正

山口県山口市佐山七百十七番地一

株式会社フタタ

代表取締役 二 田 孝 文

福岡県福岡市中央区天神三丁目一番一号

株式会社エービーシー・マート

代表取締役 野 口 実

東京都渋谷区道玄坂一丁目十二番一号

株式会社セリア

代表取締役 河 合 映 治

岐阜県大垣市外測二丁目三十八番地

株式会社マツモトキヨシ九州販売

代表取締役 宮 田 亮 史

福岡県福岡市博多区住吉二丁目二番一号

変更後

株式会社トキハイングストリー

代表取締役 吉 弘 晃

大分市明野東一丁目一番一号

株式会社ユニクロ

代表取締役 柳 井 正

山口県山口市佐山七百十七番地一

株式会社フタタ

代表取締役 二 田 孝 文

福岡県福岡市中央区天神三丁目一番一号

株式会社エービーシー・マート

代表取締役 野 口 実

東京都渋谷区道玄坂一丁目十二番一号

株式会社セリア

代表取締役 河 合 映 治

岐阜県大垣市外測二丁目三十八番地

株式会社マツモトキヨシ九州販売

代表取締役 宮 田 亮 史

福岡県福岡市博多区住吉二丁目二番一号

コスモヘルス株式会社

代表取締役 鈴 木 優 輔

東京都千代田区鍛冶町二丁目六番二号

4 変更の年月日

平成三十年七月二十六日

二 届出年月日

平成三十年九月二十六日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成三十年十月十二日から平成三十一年二月十二日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十一年二月十二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第六百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成三十年十月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

杵築市山香町大字下字奥ヶ迫三八一八番、字坂水三八七四番から三八七四番まで、三八七五番一、三八七五番二、三八九三番、三八九四番、三八九五番一、三八九七番、三八九八番、三九〇〇番、三九〇一番一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

一字坂水三八七一番・三八七三番・三八七五番二・三八九四番・三八九五番一・三八九七番・三八九八番・三九〇〇番・三九〇一番一(以上九筆について、次の図に示す部分に限る。)、三八七二番、三八七四番、三八七五番一

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに杵築市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○ 公 告

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条第三項の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林の所在する市町村の事務所に掲示する。

平成三十年十月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 所在の不明な者の氏名及び掲示場所

所在の不明な者の氏名

掲 示 場 所

吉良 三吉

佐伯市役所

二 通知の要旨

平成三十年二月十四日付け森保第千六十三号で通知した指定予定保安林について、農林水産大臣から、平成三十年九月十三日付け農林水産省告示第二千六十五号で保安林に指定した旨通知があったので、森林法第三十三条第三項の規定により行った通知

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、次のとおり平成三十年度砂利採取業務主任者試験を実施する。

平成三十年十月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 試験の日時

平成三十年十一月九日(金) 午前十時から正午まで

二 試験の場所

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎新館四階四一会議室

三 試験科目

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

四 試験の方法

筆記試験

五 受験願書の受付期間及び受付時間

1 受付期間

平成三十年十月十五日(月)から同月二十九日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

なお、郵送により受験願書を提出する場合は、平成三十年十月二十九日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。

2 受付時間

午前九時から午後五時まで

六 願書提出先

大分市大手町三丁目一番一号(郵便番号八七〇一八五〇一)

大分県土木建築部河川課

七 提出書類

1 受験願書(砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和四十三年通商産業省令第八十号)様式第九)(以下「受験願書」という。)

2 写真一葉(手札形とし、出願前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

八 受験手数料

八千円（受験願書に大分県収入証紙を貼り付けること。）

九 受験願書の入手方法

1 受験願書の交付場所

大分県土木建築部河川課又は最寄りの土木事務所

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/17200/h30-zyarisaisyu-shiken-ziss.html>

十 その他

その他詳細については、大分県土木建築部河川課又は最寄りの土木事務所に問い合わせること。